

# 条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日	
条例の題名	三重県環境審議会条例	公 布 日	平成6年7月1日	
条 例 番 号	平成6年三重県条例第33号	直 近 改 正 日	平成16年3月23日	
所管部局課	環境生活部環境生活総務課	電 話 番 号	059-224-2314	
条例の概要	環境基本法第43条第1項の規定に基づく三重県環境審議会の設置等に関して定めるものである。		条例の 類型	委任型
視 点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必 要 性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	環境基本法第43条第1項により、設置が義務付けられており、同条第2項により、その組織及び運営に関し必要な事項を条例で定めるものとしており、現在においても妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい		
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい		
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。 ）。	はい	環境基本法により条例で定めるものとされている。	
適 法 性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	環境基本法第43条第2項に基づき、当審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めており、法令に抵触していない。	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。 ）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有 効 性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	環境基本法第43条第2項に基づき、当審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めており、目的と手段は整合している。	
	条例の目的は、県民ビジョン等と整合している。	はい		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい		
効 率 性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公 平 性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
そ の 他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	委員は各方面の学識者(公募2名)、関係行政機関、県議会議員から構成されている。(委員29名)	

その他	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。		はい		
点検・見直し結果	理 由		特 記 事 項		見直しに関する規定の有無
	<p>改正・廃止の必要はない</p> <p>法律に規定された審議会の設置および運営に関する条例であり、その目的を達成するために必要である。また、手続き等を規定した条例であるため、改正の必要はない。</p>				無
有効期限に関する規定の有無		無			